

2020年1月10日

普通預金口座を新規開設されるお客さまへ

稚内信用金庫

「未利用口座管理手数料および口座解約」の新設・導入について

当金庫では、残高が少額で長期間ご利用がない普通預金口座が、不正利用されることによる被害を防止するため、2020年2月1日以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」の新設および残高が同手数料に満たなくなった口座を解約させていただきます。

未利用口座の対象となるお客さまにお取引状況をお知らせしたうえで、3ヵ月経過後に年間1,200円（消費税別）の手数をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には普通預金口座を解約させていただきます。

当金庫におきましては、ご利用のない口座につきまして、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座については、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めいたします。

当金庫では今後も日頃からご利用いただいているお客さまへサービスの維持向上に一層努めますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※ 本手数料はあくまでも2020年2月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対してご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの普通預金口座が対象になることはございません。

記

適用口座	2020年2月1日以降の新規開設普通預金口座 (決済用普通預金を含む) ※盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
対象となる 口座(未利用 口座)	最後のお預入れ(当該普通預金の利息入金を除く)または払戻し(本手数料の引落しを除く)から2年以上、預入れまたは払戻しが無い普通預金口座(決済用普通預金を含む)。

	<p>ただし、つぎの場合を除きます。</p> <p>①当該口座の残高が 10,000 円以上である場合</p> <p>②後見制度支援預金</p> <p>③同一店舗で、他にお預かり金融資産（定期預金、定期積金、国債、保険など）およびお借入（カードローン契約を含む）がある場合</p> <p>④当該口座の名義人が未成年の方</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用口座の対象となった場合、お届けのご住所に事前にご案内の文書を送付いたします。 ※送付した「ご案内」が延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・事前通知後、一定期間（3 ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間 1,200 円（消費税別）を当該口座から引落しいたします。
口座解約	<ul style="list-style-type: none"> ・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以って未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用は応じ致しかねますので予めご了承ください。 ・口座残高以上の負担および口座解約した後の手続きはございません。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください

以 上